

厚生労働省

組織の名称	社会・援護局
所掌事務	社会福祉法人制度、福祉に関する事務所、共同募金会、社会福祉事業に従事する人材の確保やボランティア活動の基盤整備など社会福祉の各分野に共通する基盤制度の企画や運営を行うとともに、生活保護制度の企画や運営、ホームレス対策、消費生活協同組合に対する指導など幅広く社会福祉の推進のための施策を行っています。また、先の大戦の戦没者の慰霊、その遺族や戦傷病者に対する医療や年金の支給などを行うとともに、中国残留邦人の帰国や定着自立の援護なども行っています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・援護局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・社会福祉に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 ・社会福祉事業の発達、改善及び調整に関すること。 ・共同募金に関すること。 ・日本赤十字社の行う業務に関すること。 ・自殺総合対策大綱の作成及び推進に関すること。 ・社会福祉法に定める福祉に関する事務所に関する制度の企画及び立案に関すること。 ・要保護女子の保護更生に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。 ・社会・援護局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	女性支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護女子の保護更生に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護（婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の行うものに限る。）に関すること。
組織の名称	保護課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者その他保護を要する者に対する必要な保護に関すること。 ・授産施設を運営する事業の発達、改善及び調整に関すること。
組織の名称	自立推進・指導監査室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事及び市町村町長が行う生活保護法の施行に関する事務についての監査及びこれに伴う指導に関すること。
組織の名称	保護事業室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に関すること。 ・生活保護法第38条第1項に規定する保護施設等及び社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業に関すること。
組織の名称	地域福祉課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における社会福祉の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 ・社会福祉に関する事業（社会福祉事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。 ・社会福祉に関する事業に係る福祉サービスの利用者の支援に関すること。 ・消費生活協同組合の事業に関すること。 ・生活福祉資金の貸付事業に関すること。 ・公営住宅に関すること。 ・住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第36条の規定による協議に関すること。 ・地方改善事業に関すること。 ・生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活しているものの保護及び更生に関すること。 ・上記に掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。 ・社会福祉法第89条第1項に規定する基本指針（同条第2項第4号に掲げる事項に係る部分に限る。）の策定に関すること。 ・地域における社会福祉に係る計画に関すること。 ・社会福祉協議会に関すること。 ・民生委員に関すること。 ・地域における社会福祉の増進に関すること。
組織の名称	成年後見制度利用促進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。）の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。 ・成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。）の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。成年後見制度利用促進会議（成年後見制度の利用の促進に関する法律第十三条第一項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう。）及び成年後見制度利用促進専門家会議（同条第二項に規定する成年後見制度利用促進専門家会議をいう。）の庶務に関すること。
組織の名称	消費生活協同組合業務室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合の事業に関すること。

組織の名称	生活困窮者自立支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 生活福祉資金の貸付事業に関すること。 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活しているものの保護及び更生に関すること。 生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

組織の名称	福祉基盤課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の設備及び運営に関する調整に関すること。 社会福祉に関する事業の業務に必要な知識及び技術を有する人材の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること。 社会福祉法人の認可及び監督に関すること。 社会福祉法人に関する総括に関すること。 社会福祉法第89条第1項に規定する基本指針の策定に関すること。 都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターに関すること。 福利厚生センターに関すること。 社会福祉に関する事業に係る者の教養及び訓練に関すること。 社会福祉施設職員等退職手当共済制度に関すること。 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること。 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。 社会福祉主事に関すること。 社会福祉に関する事業に係る福祉サービスの評価に関すること。 社会福祉に関する事業に係る福祉サービスに関する苦情の解決その他適切な事業の実施に関すること。

組織の名称	援護企画課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者等の援護に係る事項に関する総合的な企画、立案、調整。 全国戦没者追悼式及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式等の式典業務。 昭和館・しょうけい館に係る企画・指導。 旧陸海軍関係者の叙位及び叙勲に関する調査。
関連情報リンク情報	昭和館ホームページ しょうけい館ホームページ

組織の名称	中国残留邦人等支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域に係る引揚援護並びに未帰還者及びこれに類する者（第四号において「未帰還者等」という。）に係る事項に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に関すること 中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域から内地に引き揚げた者の応急援護並びに引揚先における更生及び補導に関すること。 未帰還者等のうち中華人民共和国及び旧ソビエト社会主義共和国連邦の地域内にあるもの（次号において「中国旧ソビエト未帰還者等」という。）の状況の調査並びに身上資料の作成及び保管に関すること。 中国旧ソビエト未帰還者等の死亡の処理に関すること。
関連情報リンク情報	中国帰国者支援・交流センター

組織の名称	援護・業務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 内地以外の地域から内地に引き揚げた者の応急援護並びに引揚先における更生及び補導に関すること 戦傷病者、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること。 戦没者遺族及びこれに類する者の援護に関する企画及び立案に関すること。 引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第九号）に規定する引揚者給付金及び遺族給付金、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二十七号）に規定する障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）に規定する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第九号）に規定する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）に規定する特別給付金の支給に関すること。 前三号に掲げるもののほか、戦没者遺族及びこれに類する者の援護に関すること 未帰還者等（中国旧ソビエト未帰還者等を除く。次号において同じ。）の状況の調査並びに身上資料の作成及び保管に関すること。 未帰還者等の死亡の処理に関すること。 旧陸海軍に関する復員業務（旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する業務を除く。）に関すること。 旧陸海軍に関する人事資料に関すること。 旧陸海軍に関する恩給請求書の進達に関すること。 旧陸海軍の残務の整理に関すること（援護企画課及び事業課の所掌に属するものを除く。）。

組織の名称	事業課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> 戦没者の遺骨収集の推進に関する企画及び立案。 戦没者慰霊碑の建立等。 戦没者の遺骨の身元の調査及び伝達。 戦没者の遺留品の所有者調査及び伝達。

組織の名称	事業推進室
所掌事務	戦没者の遺骨収集、慰霊巡拝等の実施。

組織の名称	戦没者遺骨鑑定推進室
所掌事務	戦没者遺骨の鑑定に関する企画・立案・調整業務。

組織の名称	障害保健福祉部
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法に基づき、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障害者が地域で生活するために必要な支援等を担っています。 また、精神障害者に対する医療保健や障害者の社会参加の推進など、幅広い施策を行っています。

組織の名称	企画課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害保健福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・ 障害者の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（社会福祉法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査に関するものを除く。）。 ・ 心身障害者扶養保険事業に関すること。 ・ 心身障害者扶養共済制度の助長に関すること。 ・ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条に規定する福祉手当に関すること。 ・ 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。 ・ 児童福祉施設（知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に係るものに限る。）への入所又は通所に要する費用及び障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に関すること。 ・ 身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉司並びに知的障害者更生相談所及び知的障害者福祉司に関すること。 ・ 身体障害者手帳に関すること。 ・ 補装具に関すること。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関すること。 ・ 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること。 ・ 障害者の社会経済活動への参加の促進に関すること。 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十八条の六の規定による報告徴収等の事務及び同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に関すること。 ・ アルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。 ・ 国立障害者リハビリテーションセンターの組織及び運営一般に関すること。 ・ 障害保健福祉部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

組織の名称	自立支援振興室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の福祉に関する事業（障害者の社会経済活動への参加の促進に係るものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（社会福祉法人の認可及び監督に関するものを除く。）。 ・ 補装具に関すること。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るための用具の給付及び貸与に関すること。 ・ 福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に関すること。 ・ 障害者の社会経済活動への参加の促進に関すること。

組織の名称	施設管理室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立障害者リハビリテーションセンター及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の組織及び運営一般に関すること。 ・ 知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に対して行われる治療及び日常生活の指導等の研究等に関すること。

組織の名称	障害福祉課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者の福祉の増進に関すること。 ・ 知的障害者の福祉の増進に関すること。 ・ 精神障害者（知的障害者を除く。第六号において同じ。）の福祉の増進に関すること。 ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること。 ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（社会福祉法人の認可及び監督に関するものを除く。）。 ・ 発達障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）に規定する「発達障害者」をいい、発達障害児（同法に規定する「発達障害児」をいう。）を除く。）の福祉の増進に関すること。 ・ 授産事業に関する企画、調査及び調整に関すること。

組織の名称	精神・障害保健課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の保健の向上に関すること。 ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の認定に関すること。 ・ 精神保健福祉士に関すること。 ・ 公認心理師に関する事務のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。 ・ 国民の精神的健康の増進に関すること。

組織の名称	心の健康支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、障害者の社会復帰に係る事務に関すること。 ・ 精神保健福祉士に関すること。 ・ 国民の精神的健康の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

組織の名称	依存症対策推進室
所掌事務	・依存症の予防及び治療並びに依存症の患者等への支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。